

京都市告示第265号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）第46条第4項の規定において準用する条例第44条第1項の規定により地域景観づくり計画書の変更の届出があったので、条例第46条第4項の規定において準用する条例第44条2項の規定により次のとおり告示し、計画書を縦覧に供します。

平成26年8月13日

京都市長 門川 大作

- 1 地域景観づくり協議会の名称  
一念坂・二寧坂 古都に燃える会
- 2 協議会認定の年月日及び番号  
平成25年2月1日 第協004号
- 3 計画書認定の年月日及び番号  
平成25年4月15日 第計004号
- 4 地域景観づくり協議地区の名称  
一念坂・二寧坂 古都に燃える会景観づくり協議地区
- 5 変更の内容

変更があった事項	変更前	変更後
景観配慮事項 屋外広告物	地区にふさわしい屋外広告物のデザインを誘導するために、一般の広告物と暖簾のそれぞれに基調色と強調色の2段階で定めている色を使うこととする。	地区にふさわしい屋外広告物のデザインを誘導するために、屋外広告物にはできるかぎり木、石などの自然素材を使用するものとする。自然素材由来の色を変更する、または自然素材以外の部材を用いる場合は、一般の広告物と暖簾のそれぞれに基調色と強調色の2段階で定めている色を使うこととする。
	京都市の制限では、屋外広告物の表示面積の合計は、3平方メートル	産寧坂京都市屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備

	<p>ル以下とされているが、建物の窓などに内側から表示する広告物（特定屋内広告物）も屋外の公衆に表示されている広告物であるゆえ、地区内の自主規制として、特定屋内広告物の表示面積も合算し、屋外広告物と特定屋外広告物の表示面積の合計を3平方メートル以内とすることとする。</p>	<p>計画では、屋外広告物の表示面積の合計は、3平方メートル以内とされているが、建物の窓などに内側から表示する広告物（特定屋内広告物）も屋外の公衆に表示されている広告物であるゆえ、地区内の自主規制として、特定屋内広告物の表示面積も合算し、屋外広告物と特定屋外広告物の表示面積の合計を3平方メートル以内とすることとする。</p> <p>なお、本計画書の協議区域にあつては、「歴史的意匠屋外広告物」（第32条第1項）及び「優良意匠屋外広告物」（同第2項）の「面積基準の緩和」については、これを適用しないものとする。</p>
--	---	---

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成26年8月12日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

（都市計画局都市景観部景観政策課）